

矢板市国土強靱化地域計画

目 次

はじめに

1 策定の趣旨	1
2 本計画の位置付け	1
3 計画期間	2

第1章 地域計画策定の基本的な考え方

1 基本理念	3
2 基本目標	3
3 基本方針	3

第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	4
2 想定するリスク	4
3 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ	4
4 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野	6
5 リスクシナリオを回避するための現状分析・評価	6
6 評価結果のポイント	6

第3章 強靱化の推進方針

1 施策分野ごとの推進方針	7
2 個別施策分野の推進方針	8
3 横断的分野の推進方針	20

第4章 計画の推進及び進捗管理

1 優先的に取り組む施策	23
2 各種施策の推進及び進捗管理	25

別紙1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

はじめに

1 策定の趣旨

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められた。また、この法律に基づき、平成26年6月に、国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、大規模自然災害等に備えた強靱な国づくりを進めています。

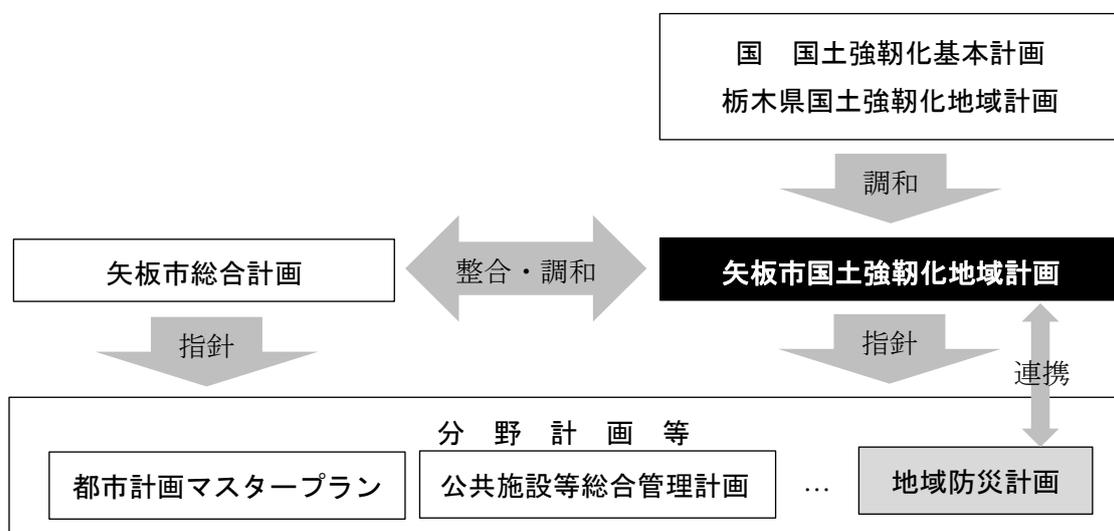
本市においても、国及び栃木県国土強靱化地域計画を踏まえ、矢板市域内及び周辺地域において、今後想定される巨大地震や豪雨・豪雪等の大規模自然災害が発生した場合に致命的となる事態を想定し、その事態に対する地域や社会システム等の脆弱性（弱い部分）を検討した上で、最悪の事態をもたらさないための事前の備えとしての取組みの方向性や内容を取りまとめ、災害に強く安心して暮らすことができる地域づくりを目指した矢板市国土強靱化地域計画を策定します。

2 本計画の位置付け

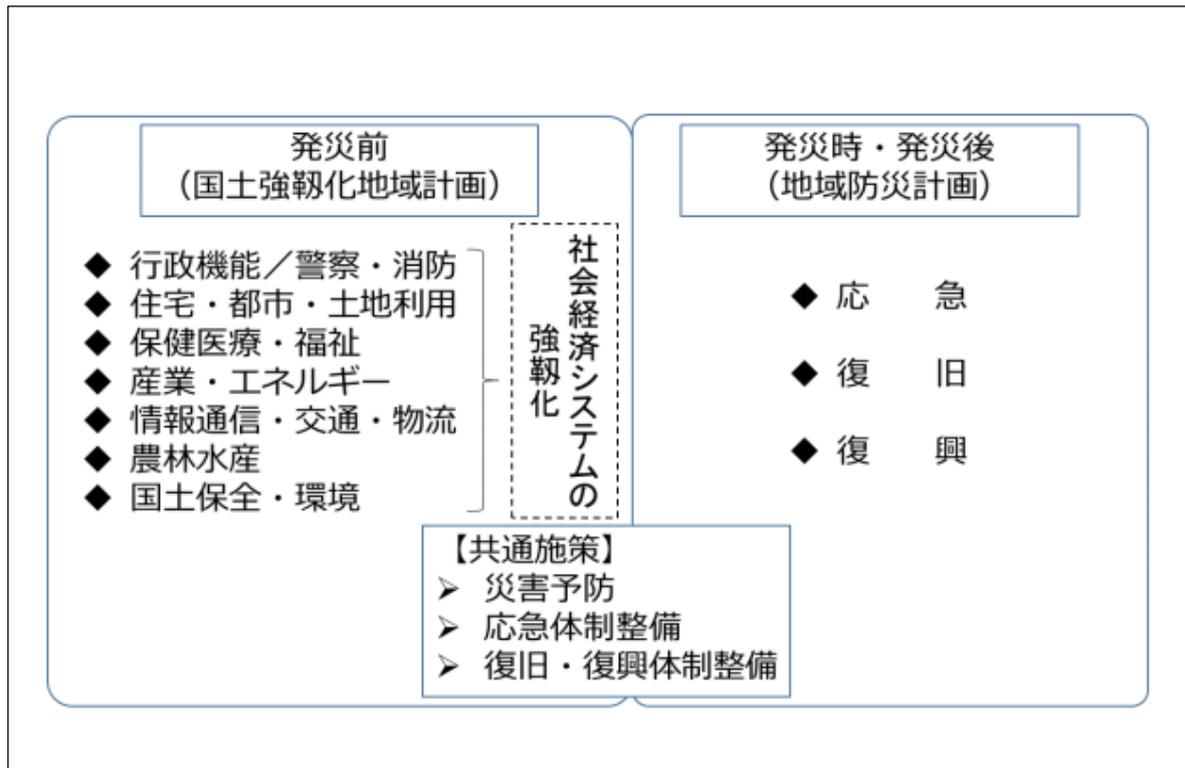
本計画は、基本法第13条の規定に基づき、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものです。

国の基本計画や県の地域計画と調和を図りつつ、本計画を「国土強靱化に関する指針」、総合計画を「分野別計画の指針」として位置づけ、双方で整合・調和を図るとともに、地域防災計画と連携し、強靱化に資する施策を推進します。

【本計画の位置づけイメージ】



【国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係性】



3 計画期間

本計画は、令和3年度を初年度とする令和7年度までの5年間を計画期間とします。ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

第1章 地域計画策定の基本的な考え方

1 基本理念

本市はこれまで、平成23年に発生した東日本大震災や、令和元年東日本台風（台風19号）など大規模自然災害により被害を受けています。近年では全国的に風水害をはじめとして自然災害が激甚化しているなど、本市においても自然災害に対するリスクへ対応するために、より一層の防災・減災に総合的かつ計画的に取り組む必要が生じています。

そのため、市民や行政、様々な主体が協力し合いながら総合計画のまちづくりの基本方針に掲げた「しなやかで強靱な災害に強いまちづくり」を目指します。

2 基本目標

国の基本計画や、県の地域計画を踏まえ、いかなる災害などが発生しようとも、以下4つの基本目標が達成できるように、「強さ」と「しなやかさ」を持った地域の構築に向けた施策を推進します。

- ①市民の生命の保護が最大限図られること
- ②市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧・復興

3 基本方針

本市の強靱化に資する施策については、県の地域計画における「基本方針」を踏まえ、以下の基本方針に沿って推進します。

(1) 基本姿勢

- ・市街地から中山間地域まで多様な地形や、大小様々な河川を有するという本市の地理的特性、人口減少や高齢化の更なる進行が見込まれるといった社会的特性を踏まえた施策を推進します。
- ・女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して対策を講じます。
- ・自助、共助、公助を基本に、関係機関等と適切な連携・役割分担の下、施策に取り組みます。

(2) 適切な施策の組合せ

- ・ハード施策とソフト施策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- ・非常時における効果発揮のみならず、平時における市民生活の豊かさの向上にも留意します。

(3) 効果的な施策の推進

- ・人命の保護を最優先に考え、選択と集中による施策の重点化を図ります。
- ・既存の社会資本の有効活用および効率的な維持管理により、効果的に施策を推進します。
- ・民間投資の促進を図ります。

第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

国の基本計画、県の地域計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画の策定においても、以下の手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針を策定します。

- ①想定するリスクの設定
- ②基本目標の妨げとなる、起きてはならない最悪の事態（以下「リスクシナリオ」という。）とそれを回避するための事前に備えるべき目標を設定
- ③施策分野の設定
- ④リスクシナリオを回避するための現状分析・評価

2 想定するリスク

本計画においては矢板市地域防災計画を踏まえ、これまでに発生し今後も発生の可能性がある大規模自然災害全般を対象とします。

3 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ

脆弱性評価は、基本法第17条第3項の規定に基づき、リスクシナリオを想定した上で行うものとされており、国の基本計画や県の地域計画との調和に留意しつつ、本市の地域性を考慮して、8項目の「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなる起きてはならない最悪の事態として、27項目の「リスクシナリオ」を次のとおりに設定します。

【参考】

- 県の地域計画では設定されているが、本計画では採用しない例
 - ・首都圏での中央官庁の機能不全

【事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ】

事前に備えるべき目標		No.	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	直接死を最大限防ぐこと	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	暴風雨や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の長期停止
		2-2	孤立地域の発生、長期化
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境及び不十分な健康管理による多数の被害者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保すること	3-1	被災による職員・施設機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保すること	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
5	経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞
		5-2	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図ること	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-3	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させないこと	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出による荒廃
		7-3	農地・森林等の被害による荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備すること	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、復興に向けたビジョンの欠如等により、円滑な復興ができなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量失業・倒産等による経済等への甚大な影響

4 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野

本計画では、国の基本計画、県の地域計画において設定された分野と調和を図りながら、6つの個別施策分野と2つの横断的分野を以下のとおり設定しました。

(個別施策分野)

- (1) 保健医療・福祉
- (2) 教育・文化
- (3) 環境
- (4) 住宅・都市・交通・消防
- (5) 産業
- (6) 行政機能

(横断的分野)

- (1) 官民連携・広域連携
- (2) 老朽化対策

5 リスクシナリオを回避するための現状分析・評価

各リスクシナリオに対し、施策・事業の実施状況の観点などを含め、現状分析・評価を実施しました。評価結果については、別紙1のとおりです。

6 評価結果のポイント

(1) ハード施策とソフト施策の適切な組合せによる施策の着実な推進

防災・減災対策など強靱化に資する取組については、ハード施策・ソフト施策ともに、これまでも実施されていますが、最悪の事態を想定し被害を最小限に抑えるためには、更なる取組の強化が必要です。

より強靱なまちづくりを推進するためには、水道施設、道路、公共施設等の社会資本の老朽化、耐震化対策、民間建物の耐震化促進等のハード施策と、自主防災組織の育成、防災訓練などソフト施策を組み合わせる事が重要と考えられます。

今後も、これらの取組を着実に推進し、より効率的・効果的なものとするため、施策の重点化を図りながら、「自助」「共助」「公助」がそれぞれの役割を果たせるよう推進していく必要があります。

(2) 横断的な取組と関係機関等との連携

各リスクシナリオを回避するためには、庁内においては複数の部局にわたるとともに、市だけでなく、国・県・民間事業者など多岐にわたります。

そのため、部局横断的に取組を推進するとともに、国・県等との十分な情報共有・連携強化、民間事業者や市民との連携・協力により強靱化の取組を実施していく必要があります。

第3章 強靱化の推進方針

1 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として第2章において設定した6つの個別施策分野と2つの横断的分野について、今後必要となる施策を検討し、以下のとおり、推進方針を定めました。なお、これらの推進方針は、それぞれの分野の間で、相互に関連する事項があるため、各分野における施策の推進に当たっては、適切な役割分担の下、庁内関係部局が連携を図ることで、施策の実効性や効率性が確保できるよう十分に配慮します。

2 個別施策分野の推進方針

(1) 保健・医療・福祉

① 要配慮者等への支援体制の整備	主に対応するリスクシナリオ 1-1、1-2、1-5、2-6
<p>・支援が必要となる要支援者の把握や、福祉避難所の確保、避難場所の環境整備、日常生活の支援体制の整備に取り組みます。</p> <p>(主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者名簿の整備・活用 ○福祉避難所の指定 ○要配慮者への日常生活の支援 ○防災情報の多言語化などによる外国人への支援 ○民間福祉施設の耐震化促進 	

② 医療機関の早期復旧に向けた連携	主に対応するリスクシナリオ 1-1、2-1、2-5
<p>・災害発生時における医療機関の被災状況を把握し、被災後早期に診療機能が回復できるよう、関係機関と連携し対応できる体制を構築します。</p> <p>(主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療機関との連携体制の構築 	

③ 被災地区における感染症予防対策	主に対応するリスクシナリオ 2-6、6-2
<p>・被災地区における感染症や食中毒の発生予防、まん延防止のため、関係機関と連携し、平時からも感染症予防対策が実施できる体制を構築します。</p> <p>(主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療機関との連携体制の構築 	

【重要業績評価指標】

指標	現状値	目標値 (令和7年)
福祉避難所指定施設数	17 施設 (令和2年)	20 施設
社会福祉施設の耐震化率	88% (15/17 施設) (令和2年)	100% (17/17 施設)

(2) 教育・文化

① 学校における安全確保・防災教育

主に対応するリスクシナリオ 1-1

- ・児童・生徒や教職員の防災意識の向上や、災害時に避難所としても活用される学校内の安全確保に取り組めます。

(主な取組)

- 学校安全計画等の作成
- 児童・生徒及び教職員に対する防災教育

② 社会教育施設の安全確保

主に対応するリスクシナリオ 1-1、1-2

- ・不特定多数の市民が利用する社会教育施設において、様々なリスクを想定した安全確保体制の構築に取り組めます。

(主な取組)

- 社会教育施設危機管理計画の作成

③ 文化財の災害対策

主に対応するリスクシナリオ 1-1

- ・災害による文化財の喪失を防ぐために、文化財の保護、災害予防に取り組めます。

(主な取組)

- 文化財保存地域計画の策定に伴う、文化財災害予防対策

【重要業績評価指標】

指標	現状値	目標値 (令和7年)
学校の耐震化率	100% (平成27年 (推計値))	100%

(3) 環境

① 河川などの治水・防災対策

主に対応するリスクシナリオ 1-3、7-1

・水害を予防し、河川の安全性を高めるため、必要なハード対策とソフト対策を一体的に推進します。

(主な取組)

- 河川管理施設等の水害予防対策
- 洪水予報河川等に指定されていない中小河川における対策
- 準用河川の改修推進
- 県管理の1級河川における氾濫対策の推進を要望

② 農地・山林での災害対策

主に対応するリスクシナリオ 1-4、5-3、6-3、7-1、7-3

・ため池施設などの災害予防や土砂災害への応急措置体制の整備に取り組みます。
・管理のされていない森林について、森林が有する林産物の供給、水資源の涵養、山地災害の防止等の多面的機能の発揮・維持・増進を図ります。

(主な取組)

- 不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置体制の整備
- 農業用ダム・ため池施設の災害予防対策
- 県による砂防・治山事業推進
- 森林経営管理制度による、管理が不全な森林の所有者の管理意向把握、適切な管理の促進

③ 上水道・下水道施設の災害対策

主に対応するリスクシナリオ 2-1、2-6、6-1、6-2

・上水道や下水道の耐震性の強化や非常電源の確保により災害時のライフライン確保に努め、通常時においても適切な維持管理に取り組みます。

(主な取組)

- 上下水道施設の耐震性の強化
- 上下水道施設の修繕・更新
- 上下水道施設の非常時用電力の確保

④ 災害時の応急給水・汚水処理対策

主に対応するリスクシナリオ 2-1、2-5、2-6、6-1、6-2

- ・災害時にも応急的なライフラインの確保ができるように、汚水処理や応急給水に関する体制や資機材を整備します。
- ・長期的な汚水処理機能を確保するため、計画的な整備・更新を実施していきます。

(主な取組)

- 汚水収集運搬体制の確立
- 応急給水用資機材の備蓄
- 管路施設の補修・更新
- 処理施設の躯体補修・機械設備等の更新

⑤ 有害物質等の拡散・流出対策

主に対応するリスクシナリオ 1-1、7-2

- ・地震発生時における倒壊建屋等からの有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策を推進します。

(主な取組)

- 放射性物質モニタリング検査、PR の実施
- 有害物質の適正管理等の促進

⑥ 災害廃棄物の処理体制の整備

主に対応するリスクシナリオ 8-1

- ・県や関係団体等と連携し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制整備を図ります。

(主な取組)

- 災害時における一般廃棄物処理対策の構築
- 災害廃棄物等の処理体制の整備
- 災害廃棄物処理計画の策定

⑦ ライフラインの復旧対策

主に対応するリスクシナリオ 2-1、2-5、6-1、6-2

- ・災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、関係機関と連携しながら災害対応力を強化します。
- ・医療機関等における災害発生時における断水を極力回避し、機能の維持・確保や早期復旧を図るため、関係機関と連携しながら災害対応力を強化します。

(主な取組)

- ライフライン設備の耐震化促進
- 災害拠点病院との応急給水訓練

【重要業績評価指標】

指標	現状値	目標値（令和7年）
公共下水道整備面積（累計）	482.2ha（令和元年）	522.0ha
市管理主要河川整備延長（累計）	7,757m（令和2年）	7,957m
上水道管路更新率	1.0%（令和元年）	1.0%
上水道管路の耐震化率	29.9%（令和元年）	32.5%
公共下水道水洗化率	80.2%（令和元年）	92.5%
災害時用給水袋の保有枚数	400枚（令和元年）	3,400枚

(4) 住宅・都市・交通・消防

① 民間建築物の耐震性の強化・防災対策の促進

主に対応するリスクシナリオ 1-1、1-2、2-1

- ・矢板市建築物耐震改修促進計画等に基づき、民間建築物を含めた耐震改修を促進するとともに、再生可能エネルギーの導入や、住宅の家具転倒防止などの促進にも取り組みます。

(主な取組)

- 民間建築物を含めた耐震性の強化促進
- 家具等転倒防止策の促進
- 住宅防火対策の推進
- 再生可能エネルギーの利活用促進
- 市民の備蓄推進
- 主要道路沿道の建物の不燃化促進

② 地域防災力の向上

主に対応するリスクシナリオ 1-2、2-3

- ・消防施設や消防団などの消防組織の強化や、地域住民の火災予防意識の向上等に取り組みます。

(主な取組)

- 地域住民に対する火災予防の指導
- 消防組織の充実・強化
- 消防施設等の整備・強化
- 耐震性貯水槽等の消防水利の確保・整備
- 指定避難所以外の避難所などにおける備蓄倉庫の整備

③ 道路・橋梁の防災、減災対策

主に対応するリスクシナリオ 2-1、2-2、5-2、6-3

- ・平常時、災害発生時を問わず、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路や橋梁の防災・減災対策などを推進します。

(主な取組)

- 道路冠水対策
- 道路の修繕・更新
- 道路パトロールの実施
- 橋梁長寿命化修繕の推進

④ 緊急輸送道路等の整備、確保	主に対応するリスクシナリオ 2-1、5-2、6-3
<p>・災害発生時において、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送するため、緊急輸送道路に指定されている路線等の沿線において建築物の耐震化の必要性を周知するなど、県や関係機関と連携しながら緊急輸送体制を整備します。</p> <p>(主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急輸送路の整備、確保 ○国道4号(国管理)・矢板那須線(県管理)における災害時の物流停滞対策を要望 ○臨時ヘリポートの整備、確保 	

⑤ 老朽空き家対策	主に対応するリスクシナリオ 1-1、1-2
<p>・災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、老朽空き家の所有者へ適正管理指導や解体支援を行うとともに、関係機関と連携し、空き家対策を推進します。</p> <p>(主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○管理不全な空き家等の所有者への適正管理指導 ○不良住宅の解体費補助制度 	

⑥ 孤立可能性地区における対策の推進	主に対応するリスクシナリオ 2-2
<p>・災害発生時に交通手段などの途絶等により孤立する可能性のある地区に係る対策を推進します。</p> <p>(主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○孤立可能性地区の離着陸場用地の確保 ○孤立可能性地区の避難場所等の確保 ○孤立可能性地区に通じる道路等の整備 	

⑦ 住民等への災害情報の伝達	主に対応するリスクシナリオ 4-1
<p>・住民等への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ、地域の実情や、地震・豪雨などの災害に応じた多様な手段を確立し、効果的な災害情報の伝達を図ります。</p> <p>(主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広報車(市職員、消防職員、消防団員、警察官)による周知 ○防災無線、メール、HP、SNSによる周知 	

⑧ 都市への災害リスクの把握・対策	主に対応するリスクシナリオ 1-2、1-3、1-4、7-1
<p>・水害や土砂災害など発生の危険性がある箇所を把握し、その対策を推進します。</p> <p>(主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○洪水浸水想定区域における対策 ○急傾斜地崩壊危険箇所の実態調査 (取組主体：県) ○立地適正化計画の策定に伴う災害リスクの把握 	

⑨ 迅速な復旧・復興に向けた対策	主に対応するリスクシナリオ 6-1、6-2
<p>・災害発生時の迅速な復旧・復興に資する、現地復元性のある地図を整備するため、地籍調査を推進するとともに、公営住宅の仮設住宅への一時転用等、供給体制の整備を推進します。</p> <p>(主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○早期復旧復興のための地籍調査事業の推進 ○公営住宅等の一時転用 	

【重要業績評価指標】

指標	現状値	目標値 (令和7年)
住宅耐震化率	80% (平成27年 (推計値))	95%
防災上重要な市有建築物の耐震化率	95% (平成27年 (推計値))	100%
地籍調査達成率 (累計)	22.60% (令和元年)	24.35%
都市計画道路整備率 (累計)	66% (令和2年)	68%
防災行政無線戸別受信機貸与数	0世帯 (令和元年)	2,000世帯
市道 (2車線以上) 整備延長 (累計)	88,700m (令和2年 (見込値))	90,400m
広域幹線道路 (国県道) 整備延長 (累計)	1,906m (令和2年 (見込値))	4,860m
耐用年数経過した市営住宅等の用途廃止戸数	632戸 (令和2年)	546戸

(5) 産業

① 民間事業者の防災体制の強化

主に対応するリスクシナリオ 2-3、5-1

・民間事業者の建物の耐震性の向上のため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進し、防災体制の強化促進に取り組みます。

(主な取組)

- 民間建築物の耐震化の促進
- 民間事業者の防災体制の強化
- 防火管理者等の育成・指導
- 自衛消防力の強化

② 農林業用施設の防災対策

主に対応するリスクシナリオ 5-3、6-2、6-3、7-1

・災害発生時の農業用ため池や林道などへの被害を最小化するために、適切な維持補修を実施します。

(主な取組)

- 農地・農業用施設及び林業用施設対策

③ サプライチェーンの寸断に備えた対策促進

主に対応するリスクシナリオ 5-1

・県・関係機関と連携を図り、BCP 策定促進に向けた取り組みに努めます。
 ・県・関係機関と連携を図り、市内への本社機能の移転促進に向けた取り組みに努めます。
 ・事業所への通勤が困難となったとしても、身近な場所で就労ができる環境の確保に向けた取り組みに努めます。

(主な取組)

- 県、関係機関との連携による BCP 策定促進
- 県、関係機関との連携による市内への本社機能の移転促進
- 矢板ふるさと支援センターにおけるテレワーク環境の整備

【重要業績評価指標】

指標	現状値	目標値 (令和 7 年)
誘致企業数(累計)	42 件 (令和 2 年)	47 件

(6) 行政機能

① 情報収集連絡体制の整備

主に対応するリスクシナリオ 3-1、4-1、6-1

- ・災害発生時に市民や関係機関などに必要な情報が伝達できるように、通信施設や体制の整備及び、多様な通信・伝達手段の確保に取り組みます。

(主な取組)

- 非常通信の利用
- 連絡体制の整備、強化
- 民間事業者への災害情報の放送要請
- 広報車(市職員、消防署員、消防団員、警察官)
- 防災無線、メール、HP、SNSによる周知による周知
- 国・県との水防警報伝達体制の整備
- 通信訓練・情報伝達訓練
- 行政区、自主防災組織、地域防災活動推進員への連絡

② 業務継続体制の整備

主に対応するリスクシナリオ 3-1

- ・「矢板市業務継続計画」の実効性を高め、災害対応力の向上を図るために、各種訓練や市職員の防災教育に取り組みます。

(主な取組)

- 組織改編・業務内容変更に応じた「業務継続計画」の改訂
- 非常招集訓練
- 職員に対する防災教育

③ 災害活動拠点や避難所などの確保・運営

主に対応するリスクシナリオ 2-4、3-1、4-1

- ・災害活動拠点や避難所の迅速な開設、円滑な運営を可能とするため、施設整備と体制づくりに取り組みます。

(主な取組)

- 公共建築物の耐震化を中心とした施設改修及び整備
- 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- 市外避難者受入対策
- 災害対策活動拠点における非常用電源の整備

④ 物資等の備蓄、調達体制の整備	主に対応するリスクシナリオ 2-4、5-2、5-3
<p>・災害発生直後の被災地域住民等の生活を確保するため、必要となる物資の現物備蓄及び流通備蓄に計画的に取り組めます。</p> <p>(主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○飲料水の確保対策 ○市の備蓄推進 ○調達体制の整備 ○物資輸送機関との連携体制 	

⑤ 帰宅困難者対策	主に対応するリスクシナリオ 2-4
<p>・大規模災害発生時等において、帰宅困難者が発生した場合に備えた対策を推進します。</p> <p>(主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一時滞在施設等の確保 ○帰宅困難者の誘導等の体制整備 	

⑥ 避難誘導體制の整備	主に対応するリスクシナリオ 1-1、1-2、1-3、1-5、4-1
<p>・市民の適切な避難を誘導するために、必要な情報の周知や避難訓練の実施、誘導體制の整備に取り組めます。</p> <p>(主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難に関する知識の周知徹底 ○水位情報の通知及び周知 ○避難実施・誘導體制の整備 	

⑦ 関係機関などとの連携体制の整備	主に対応するリスクシナリオ 1-5、2-3、4-1、5-2、6-1
<p>・大規模災害発生時における周辺自治体や関係機関などとの連携体制の整備に取り組めます。</p> <p>(主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○協定先機関、自治体等との連携 ○行政・防災関係機関・大学の連携 ○地域防災の充実・ボランティア連携強化 ○物資輸送機関との連携体制 ○除雪体制の整備 	

【重要業績評価指標】

指標		現状値	目標値（令和7年）
災害時用給水袋の保有枚数		400 枚（令和元年）	3,400 枚
防災上重要な市有建築物の耐震化率		95%（平成27年（推計値））	100%
備蓄数量	非常食（アルファ米）	9,000 食（令和2年）	10,000 食
	簡易浄水器	44 基（平成29年）	50 基

3 横断的分野の推進方針

(1) 官民連携・広域連携

① 地域等との連携

- ・災害発生時に円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、民間団体等と連携して普及啓発や防災教育を行うなど、市民の防災意識の向上や防災対策の促進に努めます。

(主な取組)

- 行政区、自主防災組織、地域防災活動推進員への連絡
- 地域防災の充実・ボランティア連携強化
- 自衛消防力の強化
- 避難に関する知識の周知徹底
- 市民等の防災活動の促進
- 市民の備蓄推進

② 民間事業者との連携強化

- ・災害発生時に、応急的に民間事業者が有する建物や資機材、ノウハウを共有していただけるような連携体制の構築に取り組みます。

(主な取組)

- 民間事業者への災害情報の放送要請
- 物資輸送機関との連携体制
- 民間事業者との連携による一時滞在施設等の確保
- 事業者防災体制の強化
- 防火管理者等の育成・指導
- 自衛消防力の強化

③ 広域連携の推進

- ・市での対応を越える大規模自然災害への対応を可能とするために、国や県、他市町村などとの広域的な連携を推進します。

(主な取組)

- 行政・防災関係機関・大学との連携
- 協定先機関、自治体等との連携
- 市外避難者受入対策

【重要業績評価指標】

指標	現状値	目標値（令和7年）
自主防災組織の設立数	43/65 行政区（令和元年）	65/65 行政区
消防団員数	368 人（令和2年）	390 人

(2) 老朽化対策

①社会資本等の老朽化対策

- ・「矢板市公共施設等総合管理計画」や「矢板市営住宅等長寿命化計画」、「矢板市建築物耐震改修促進計画」に沿って、今後急速に進行する社会資本等の老朽化に対応するため、計画的な維持管理・更新に取り組みます。

(主な取組)

- 公共建築物の耐震化を中心とした老朽化対策
- 公共施設総合管理計画に沿った適切な維持管理の推進
- 橋梁長寿命化修繕の推進
- 道路の修繕・更新
- 上下水道施設の修繕・更新
- 上下水道施設の耐震化
- 民間建築物の耐震化の促進

【重要業績評価指標】

指標	現状値	目標値 (令和7年)
学校の耐震化率	100% (平成27年 (推計値))	100%
社会福祉施設の耐震化率	88% (15/17 施設) (令和2年)	100% (17/17 施設)
上水道管路更新率	1.0% (令和元年)	1.0%
上水道管路の耐震化率	29.9% (令和元年)	32.5%
住宅耐震化率	80% (平成27年度 (推計値))	95%
防災上重要な市有建築物の耐震化率	95% (平成27年度 (推計値))	100%
耐用年数経過した市営住宅等の用途廃止戸数	632戸 (令和2年)	546戸

第4章 計画の推進及び進捗管理

1 優先的に取り組む施策

限られた資源で効率的・効果的に「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心なまちづくりを推進するためには、優先的に取り組む施策を明確にして、重点的に取組を進める必要があります。

本計画では、第2章で設定したリスクシナリオ単位で施策の重点化を図ることとし、「人命の保護」を最優先として、リスクが回避されなかった場合の影響の大きさ等の観点から、以下の12項目のリスクシナリオを回避するための施策について、優先的に取り組むこととします。

【優先的に取り組む施策に係るリスクシナリオ】

事前に備えるべき目標		No.	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	直接死を最大限防ぐこと	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	暴風雨や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の長期停止
		2-2	孤立地域の発生、長期化
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境及び不十分な健康管理による多数の被害者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保すること	3-1	被災による職員・施設機能の大幅な低下

以上を踏まえ、「第3章 強靱化の推進方針」において整理した施策分野ごとの推進方針のうち、優先的に取り組む施策の項目は、以下のとおりとなります。

【優先的に取り組む施策の項目】

施策分野		項目
個別施策分野	(1) 保健医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等への支援体制の整備 ・医療機関の早期復旧に向けた連携 ・被災地区における感染症予防対策
	(2) 教育・文化	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における安全確保・防災教育 ・社会教育施設の安全確保
	(3) 環境	<ul style="list-style-type: none"> ・河川などの治水・防災対策 ・農地・山林での災害対策 ・上水道・下水道施設の災害対策 ・災害時の応急給水・汚水処理対策
	(4) 住宅・都市・交通・消防	<ul style="list-style-type: none"> ・民間建築物の耐震性の強化・防災対策の促進 ・地域防災力の向上 ・道路・橋梁の防災、減災対策 ・緊急輸送道路等の整備、確保 ・老朽空き家対策
	(5) 産業	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者の防災体制の強化
	(6) 行政機能	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集連絡体制の整備 ・業務継続体制の整備 ・災害活動拠点や避難所などの確保・運営 ・物資等の備蓄、調達体制の整備 ・帰宅困難者対策 ・関係機関などとの連携体制の整備
横断的分野	(1) 官民連携・広域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域等との連携 ・民間事業者との連携強化 ・広域連携の推進
	(2) 老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本等の老朽化対策

2 各種施策の推進及び進捗管理

本計画に位置づけた取組は、本市全体の危機管理に関するものであることから、「地域防災計画」と連携して総合的かつ効果的に防災・減災対策を推進しながら総合計画と整合・調和し、計画的かつ着実に取組を推進します。

また、本計画の進行管理は、P D C Aサイクルにより行うこととし、重要業績評価指標や各取組の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていきます。

別紙1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生

1-1-1（多数の者が利用する建築物の耐震化）

○災害が発生すると多くの人命に関わる学校や社会福祉施設において、利用者の安全を確保するための防災体制の整備や耐震改修を促進する必要がある。

1-1-2（医療機関などにおける耐震改修の促進）

○公共建築物のみならず、病院・診療所などの民間建築物も含め、多数の者が利用する建築物等について、耐震化を促進する必要がある。

1-1-3（非構造部材の耐震対策）

○家具の転倒対策や、ブロック塀などの倒壊、窓ガラスなどの落下防止について、効果的な普及啓発を行う等、その対策を促進する必要がある。

1-1-4（社会資本等の老朽化対策）

○高度経済成長期に整備された公共施設等が、今後一斉に老朽化していくことが見込まれることから、「矢板市公共施設等総合管理計画」や「矢板市営住宅等長寿命化計画」等に沿って、長寿命化を図るなど適切な維持管理を行う必要がある。

1-1-5（老朽空き家対策の促進）

○災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、管理が不十分な老朽空き家について、「矢板市空き家等対策計画」に沿って適正管理の指導等の対策を進める必要がある。

1-1-6（市街地整備）

○都市計画道路の整備等、災害に対する予防や発生時における応急対策（防災・減災）、更に速やかな復旧・復興に資する市街地整備を推進する必要がある。

1-1-7（火災予防に関する啓発活動、地域の消防力の確保）

○大規模な震災発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、消防団員の確保や資質の向上などの消防組織の充実・強化、消防本部等との広域的な応援受入体制の整備を促進する必要がある。

1-1-8（避難・避難行動の支援）

○災害発生時の一連の行動に支援を必要とする避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の作成や福祉避難所の確保等の対策を実施する必要がある。

○言語の違い等により、日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、防災に関する情報の多言語化などにより、防災知識を普及する必要がある。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

1-2-1（老朽空き家対策の促進）（再掲）

○災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、管理が不十分な老朽空き家について、「矢板市空家等対策計画」に沿って適正管理の指導等の対策を進める必要がある。

1-2-2（市街地整備）（再掲）

○都市計画道路の整備や災害に対する予防や発生時における応急対策（防災・減災）、更に速やかな復旧・復興に資する市街地整備を推進する必要がある。

1-2-3（火災予防に関する啓発活動、地域の消防力の確保）（再掲）

○大規模な震災発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、消防団員の確保や資質の向上などの消防組織の充実・強化、消防本部等との広域的な応援受入体制の整備を促進する必要がある。

1-2-4（地域防災力の向上）

○災害発生時に対応できる体制を整えるため、自主防災組織の育成、実践力の向上や消防団の充実・強化、活性化の推進や事業所における防災体制の整備及び消防施設や消防水利の確保・整備などにより、地域防災力を向上させる必要がある。

○外国人住民についても、正しい防災知識の習得と迅速に避難できるよう情報発信を進めるとともに、外国人住民の防災リーダーの育成が必要である。

1-2-5（避難・避難行動の支援）（再掲）

○災害発生時の一連の行動に支援を必要とする避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の作成や福祉避難所の確保等の対策を実施する必要がある。

○言語の違い等により、日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、防災に関する情報の多言語化などにより、防災知識を普及する必要がある。

1-2-6（地域の不燃化）

○主要な道路は、災害時における安全な避難路や広範囲の延焼を防止する延焼遮断帯として機能するよう、沿道建築物の不燃化、沿道緑化の促進等を図る必要がある。

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

1-3-1（河川改修等の治水対策）

○市民の生命・財産を守るため、県などと連携を図りながら河川整備を着実に推進する必要がある。

○河川管理施設等の水害を予防し、河川の安全性を高める防災・減災対策を促進する必要がある。

○災害発生時の防災・減災対策、早期復旧のための資機材等を平常時から確保しておく必要がある。

○排水施設等について再点検を行い、これまでの降雨を踏まえた施設の機能向上や、浸水被害が発生した場合に機能が停止するおそれがある施設の耐水化など必要な改善を行う必要がある。

○情報通信技術（ICT）を活用した洪水予報、雨量・河川水位等の防災情報の提供など、必

要な防災情報を随時入手できる体制を強化する必要がある。

- 浸水想定区域の指定箇所など、災害のおそれがある危険箇所に関する住民に対する周知を図るとともに、洪水から地域住民が円滑に避難できるよう、洪水ハザードマップの有効活用を推進する必要がある。

1-3-2（避難・避難行動の支援）（再掲）

- 災害発生時の一連の行動に支援を必要とする避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の作成や福祉避難所の確保等の対策を実施する必要がある。
- 言語の違い等により、日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、防災に関する情報の多言語化などにより、防災知識を普及する必要がある。

1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

1-4-1（火山災害対策）

- 関係機関と連携しながら、年々増加する観光客や登山者などの安全確保のため、火山や土砂災害などを踏まえた連絡体制の整備や訓練の実施など対策が必要である。

1-4-2（土砂災害防止施設の整備）

- 土砂災害が発生した場合、人家への被害や、公共施設・交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設の整備について県と連携、促進していく必要がある。
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設〔社会福祉施設、保育所、幼稚園等〕について、着実に土砂災害防止施設の整備を進める必要がある。

1-5 暴風雨や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

1-5-1（避難・避難行動の支援）（再掲）

- 災害発生時の一連の行動に支援を必要とする避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の作成や福祉避難所の確保等の対策を実施する必要がある。
- 言語の違い等により、日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、防災に関する情報の多言語化などにより、防災知識を普及する必要がある。

1-5-2（豪雪対策）

- 突発的な豪雪に備え、除雪体制などの整備が必要である。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の長期停止

2-1-1（物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備）

- 災害発生時に被災地域住民等の生活を確保するため、計画的な現物備蓄の推進や、事業者等との協定などに基づく流通備蓄の実施により、食料、生活必需品を確保する必要がある。
- 災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、防

災用資機材の計画的な備蓄を推進する必要がある。

2-1-2（緊急輸送体制の整備）

○災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要がある。

2-1-3（緊急輸送道路等の整備）

○緊急輸送道路に指定されている路線等について、計画的な整備、維持管理に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保を図るため、関係者間で協議の上、随時指定路線の見直し等を行う必要がある。

○緊急輸送道路に指定されている路線等の沿線において、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震化の必要性を周知する必要がある。

2-1-4（水道施設の耐震化等）

○災害発生時の飲料水供給の長期停止を防ぐため、水道施設・基幹管路の耐震化や老朽化対策を推進する必要がある。

2-1-5（再生可能エネルギーの利活用）

○エネルギー供給が停止した際に、ある程度のエネルギーが確保できるよう、再生可能エネルギー等の利活用を促進する必要がある。

2-2 孤立地域の発生、長期化

2-2-1（孤立可能性地区における対策の推進）

○災害発生時に交通や情報通信の手段の途絶等により孤立する可能性のある地区（孤立可能性地区）に通じる道路や通信手段の確保が必要である。

2-2-2（避難場所・緊急用ヘリポート用地の確保）

○孤立可能性地区住民の避難先となる施設や、道路交通が応急復旧するまでの間、救助活動や物資輸送を行うヘリコプターの離着陸に適した土地を確保する必要がある。

2-3 消防施設等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

2-3-1（相互応援体制の整備）

○協定先機関や県、他自治体等との、連携・応援体制の整備、人員などを受け入れるための臨時ヘリポートの整備など、相互応援体制の適切な運用を行う必要がある。

2-3-2（地域防災力の向上）（再掲）

○災害発生時に対応できる体制を整えるため、自主防災組織の育成、実践力の向上や消防団の充実・強化、活性化の推進や事業所における防災体制の整備及び消防施設や消防水利の確保・整備などにより、地域防災力を向上させる必要がある。

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

2-4-1（関係機関等との連携強化）

○連絡体制の整備、民間を含めた収容施設の確保など、平常時から、関係機関と連携し、帰宅困難者の受入態勢を整備する必要がある。

2-4-2（事業所等における備蓄の促進）

○大規模災害発生時等において、帰宅困難者が発生した場合、交通機関、観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者、従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する必要がある。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

2-5-1（被災地における保健医療活動への支援体制の整備）

○被災地における医療救護活動が円滑に実施されるよう、医療ボランティアなどの受入、活動支援体制を構築する必要がある。

2-5-2（医療機関等におけるライフラインの確保）

○医療機関、関係機関と連携し、電気、ガス、水道、医療機関等の自家発電や医療従事者、患者搬送用の燃料等について、災害時における医療施設等への円滑な供給体制を整備する必要がある。

2-5-3（緊急輸送体制の整備）（再掲）

○災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、県や関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要がある。

○緊急輸送道路に指定されている路線等の沿線において、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震化の必要性を周知する必要がある。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境及び不十分な健康管理による避難者の健康状態の悪化・死者の発生

2-6-1（平時からの予防対策）

○避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、平常時から消毒や害虫駆除を行うための体制等の構築など、感染症予防対策を行う必要がある。

2-6-2（下水道施設の耐震化）

○大規模地震発生時における公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化や老朽化対策等を図る必要がある。

2-6-3（要配慮者への支援）

○避難先などでの要配慮者の二次的な被害の発生を防ぐために、日常生活への支援体制の整備が必要である。

3 必要不可欠な行政機能は確保すること

3-1 被災による職員・施設機能の大幅な低下

3-1-1（防災拠点機能の確保）

○大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点について、関係機関と連携を図りながら、計画的に整備していく必要がある。

3-1-2（業務継続体制の整備）

○「矢板市業務継続計画」の適切な運用が行えるように、訓練などを通して職員の防災教育を推進する必要がある。

3-1-3（相互応援体制の整備）（再掲）

○協定先機関や県や他自治体等との、連携・応援体制の整備、人員などを受け入れるための臨時ヘリポートの整備など、相互応援体制の適切な運用を行う必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保すること

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

4-1-1（電源の確保）

○災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報の共有を図るため、停電による公衆回線の使用不能等の事態に備え、関係機関が設置している発電機の老朽化対策を促進するなど、災害時に安定した電源を確保する必要がある。

4-1-2（情報の収集、伝達体制の確保）

○災害発生時に県や防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するため、より効果的な体制を確立する必要がある。

4-1-3（住民等への災害情報の伝達）

○住民等への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ、緊急速報メール等の活用を推進するとともに、地域の実情や地震・豪雨など災害に応じた多様な方法による災害情報の伝達手段を確立する必要がある。

5 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞

5-1-1（事業者の事業継続計画（BCP）の策定支援）

○事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、県と連携して市内事業者におけるBCPの策定促進に取り組む必要がある。

5-1-2（本社機能等の移転）

○我が国全体の強靱化に貢献する観点から、首都直下地震等、首都機能に甚大な被害を生じる災害が発生した場合でも、事業継続が担保されるよう東京圏等に立地する企業の本社機能等の移転促進に向けた取組を図る必要がある。

5-2 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

5-2-1（道路の防災・減災対策）

○災害発生時においても安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、過去に災害履歴がある箇所や事前通行規制区間の解消が求められる箇所等について、防災・減災対策を実施する必要がある。

5-2-2（緊急輸送体制の整備）（再掲）

○災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、県や関係機関と連

携しながら、緊急輸送体制を整備する必要がある。

5-2-3（緊急輸送道路等の整備）（再掲）

○緊急輸送道路に指定されている路線等について、計画的な整備、維持管理に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保を図るため、関係者間で協議の上、随時指定路線の見直し等を行う必要がある。

○緊急輸送道路に指定されている路線等の沿線において、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震化の必要性を周知する必要がある。

5-2-4（空中輸送体制の整備）

○災害発生時に陸上輸送に支障をきたす場合に備え、臨時ヘリポートの選定等、県と連携しながら必要な措置を講じる必要がある。

5-3 食料等の安定供給の停滞

5-3-1（物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備）（再掲）

○災害発生時に被災地域住民等の生活を確保するため、計画的な現物備蓄の推進や、事業者等との協定などに基づく流通備蓄の実施により、食料、生活必需品を確保する必要がある。

○災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、防災用資機材の計画的な備蓄を推進する必要がある。

5-3-2（農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化）

○農業用水利施設などの生産基盤等における災害発生時の被害を最小化させるため、農業用ダムなどの、管理技術者の育成・確保など、管理体制の強化を推進する必要がある。

○農業用施設及び林業用施設の異常な兆候の早期発見や故障等への早期対応を図るため、施設管理者による平常時における点検を促進する必要がある。

○農林水産業共同利用施設（農林水産物倉庫、加工施設等）について、農業協同組合等の管理者による平常時から適切な施設管理を促進する必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図ること

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

6-1-1（ライフラインの災害対応力強化）

○災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス、水道などのライフライン関係機関と連携しながら、発電施設、ガス導管網の耐震化、LPガス充てん所における緊急時に備えた訓練の実施など、災害対応力を強化する必要がある。

6-1-2（災害対策活動拠点の電力確保）

○災害対策活動拠点にて円滑に活動を推進するために、電力供給の停止に備えた非常電源などの整備が必要である。

6-1-3（物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備）（再掲）

○災害発生時に被災地域住民等の生活を確保するため、計画的な現物備蓄の推進や、事業者等

との協定などに基づく流通備蓄の実施により、食料、生活必需品を確保する必要がある。

6-1-4（再生可能エネルギーの利活用）（再掲）

○エネルギー供給が停止した際に、ある程度のエネルギーが確保できるよう、再生可能エネルギー等の利活用を促進する必要がある。

6-2 上水道、污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

6-2-1（水道施設の耐震化等）（再掲）

○災害発生時の飲料水供給の長期停止を防ぐため、水道施設の耐震化や基幹管路の老朽化対策を推進する必要がある。

6-2-2（下水道施設の耐震化）（再掲）

○大規模地震発生時における公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等を図る必要がある。

6-2-3（農業集落排水施設の老朽化対策及び耐震化）

○農業集落排水施設について、長期的な污水处理機能を確保するため、速やかな機能診断の実施と、これに基づく老朽化対策等を着実に進めていく必要がある。

6-2-4（応急給水対策）

○上水道の長期間停止した際に、迅速かつ円滑な応急給水が実施できるよう、応援給水活動体制の確保と応急給水用資機材の備蓄が必要である。

6-3 防災インフラの長期間にわたる機能不全

6-3-1（道路の防災・減災対策）（再掲）

○災害発生時においても安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、過去に災害履歴がある箇所や事前通行規制区間の解消が求められる箇所等について、防災・減災対策を実施する必要がある。

6-3-2（緊急輸送体制の整備）（再掲）

○災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要がある。

6-3-3（緊急輸送道路等の整備）（再掲）

○緊急輸送道路に指定されている路線等について、計画的な整備、維持管理に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保を図るため、関係者間で協議の上、随時指定路線の見直し等を行う必要がある。

○緊急輸送道路に指定されている路線等の沿線において、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震化の必要性を周知する必要がある。

6-3-4（農道・林道の整備）

○災害発生時に農道や林道を迂回路として活用することを想定し、適切な維持管理や整備を進めるなど、避難路や代替輸送路を確保する必要がある。

6-3-5（道路啓開体制の整備）

○緊急輸送道路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情

報共有体制の整備を図る必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させないこと

7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

7-1-1（農業水利施設の老朽化対策及び耐震化）

○被災した場合に農業生産等への影響が大きい基幹的農業水利施設（農業用ため池、排水機場等）の損壊等による被害を防止するため、機能診断調査の徹底とそれに基づく耐震化等の対策を推進する必要がある。

7-1-2（河川改修・土砂災害対策）

○市民の生命、財産を守るために、準用河川の改修や、不安定な土砂の除去や土砂防護柵の設置などを推進する必要がある。

7-1-3（火山災害対策）（再掲）

○火山噴火に伴う大規模な土石流等による被害を未然防止し、又は被害を最小限にするため、治山施設、砂防堰堤等の整備を県と連携し、計画的に促進する必要がある。

○関係機関と連携しながら、年々増加する観光客や登山者などの安全確保のため、火山や土砂災害などを踏まえた連絡体制の整備や訓練の実施など対策が必要である。

7-2 有害物質の大規模拡散・流出による荒廃

7-2-1（有害物質の拡散・流出対策）

○災害発生時に倒壊建屋等からの有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策を進める必要がある。

7-2-2（原子力災害対策の推進）

○近隣自治体の原子力発電所等における異常事態等が発生した場合に、市民の生命及び身体を原子力災害から保護し、経済活動の停滞を回避するため異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実、緊急時のモニタリング体制の強化など、原子力災害対策を推進する必要がある。

7-3 農地・森林等の被害による荒廃

7-3-1（農地・農林業施設等の適切な保全管理）

○農業・農村が有する農地や森林などの自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能が発揮されるよう地域共同による農地・農林業施設等の保全への支援を推進する必要がある。

7-3-2（森林の適切な整備・保全）

○森林が有する林産物の供給、水資源の涵養、山地災害の防止等の多面的機能の維持・増進を図るため、造林、間伐等の森林整備や治山対策、ボランティア等による保全活動や環境教育等を推進する必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備すること

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-1-1 (災害廃棄物の処理体制の整備)

○関係機関等と連携し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制を整備する必要がある。

8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、復興に向けたビジョンの欠如等により、復興ができなくなる事態

8-2-1 (復旧・復興を担う人材の育成・確保)

○行政職員の被災などにより、復旧・復興を担う人材の不足が懸念されるため、周辺市町や防災関係機関、大学との連携による人材の確保が必要である。

8-2-2 (災害ボランティアの活動体制の強化)

○災害ボランティアの活動を支援するため、ボランティア活動の主体となる社会福祉協議会・NPO等との情報共有やボランティアの資質向上のための各種研修、訓練等を実施する必要がある。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

8-3-1 (文化財の災害対策)

○市内に存在する、指定文化財などが災害により、喪失することを防ぐために、文化財への災害予防や保護などの対策が必要である。

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

8-4-1 (地籍調査の促進)

○被災後の迅速な復旧・復興が可能となる現地復元性のある地図を整備するため地籍調査の推進を図る必要がある。

8-4-2 (仮設住宅の供給対策)

○仮設住宅設置の用地や資材の確保が円滑に進まない事態を想定し、公営住宅などの一時転用等、供給体制の整備等が必要である。

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量失業・倒産等による経済等への甚大な影響

8-5-1 (原子力災害対策の推進)(再掲)

○近隣自治体の原子力発電所等における異常事態等が発生した場合に、市民の生命及び身体を原子力災害から保護し、経済活動への甚大な影響の発生を回避するため、異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実、緊急時のモニタリング体制の強化など、原子力災害対策を推進する必要がある。

